

ハラスメント撲滅宣言

～ ハラスメントは、「しない」「させない」「見過ごさない」～

職場におけるハラスメントは、働く人のプライドや人格を不当に傷つける行為であり、社会的に許されるものではありません。

当会では、職員一人ひとりがハラスメントの撲滅に努めながら、すべての職員が健康で気持ちよく働き、能力を十分発揮できる、明るく風通しのよい職場づくりを目指すため、次のとおり宣言します。

1. 職員一人ひとりがハラスメントに関して正しい知識と共通の認識を持ち、お互い、業務のプロフェッショナルとして敬意を持って接していきます。
2. カスタマーハラスメントを含むあらゆるハラスメントに対し、毅然とした態度で対応していきます。
3. 相談者はもちろんのこと、通報者及び事実関係の確認に協力した職員に対しても、プライバシー保護に最大限配慮し、不利益となる取扱いを決して行いません。
4. ハラスメント行為が確認できた場合には、被害者に対して十分な配慮を行うとともに、行為者に対しては懲戒処分の指針に基づき、厳正な処分を行います。

令和7年10月 1日



一般財団法人

東京都営交通協力会